

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】令和6年11月8日(2024.11.8)

【国際公開番号】WO2023/167012  
【出願番号】特願2024-504610(P2024-504610)  
【国際特許分類】  
A 6 1 C 8/00(2006.01)  
【FI】  
A 6 1 C 8/00 Z

10

【手続補正書】  
【提出日】令和6年9月2日(2024.9.2)

【手続補正1】  
【補正対象書類名】特許請求の範囲  
【補正対象項目名】全文  
【補正方法】変更  
【補正の内容】  
【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

先端部および後端部を有する本体部を備え、  
前記本体部は先端部を含むテーパ形状の第1領域と、前記第1領域よりも後端部に近い第3領域と、前記第1領域と前記第3領域との間に位置する円柱状の第2領域とを備え、  
前記第1領域から前記第3領域の外周にわたって配された雄ネジ部を有し、  
前記第2領域の前記雄ネジ部の外周面にのみ配された凹部、または、前記第2領域の前記雄ネジ部と前記第3領域の前記雄ネジ部との外周面にのみ配された凹部、を備え、  
前記第3領域の外周は、前記雄ネジ部の回転中心を通る軸方向から見て円形である、  
歯科インプラント体。

【請求項2】

30

前記凹部は、前記外周面に複数配されている、請求項1に記載の歯科インプラント体。

【請求項3】

前記凹部は、前記雄ネジ部の軸に対して回転対称となる位置に配されている、請求項2に記載の歯科インプラント体。

【請求項4】

前記後端部に、前記外周面における前記凹部が配された位置を示す表示を持つ、請求項1～3のいずれか1項に記載の歯科インプラント体。

【請求項5】

前記凹部は切刃部を備えている、請求項1～3のいずれか1項に記載の歯科インプラント体。

【請求項6】

40

前記凹部は、前記雄ネジ部の軸方向に沿った端面を有し、  
前記切刃部は、前記端面のネジ山に配されている、請求項5に記載の歯科インプラント体。

【請求項7】

前記切刃部は、前記雄ネジ部を抜去する方向に回転させた際に切刃として機能する形状を有する、請求項5に記載の歯科インプラント体。

【請求項8】

前記凹部は、前記後端部以外に配されている、請求項1～3のいずれか1項に記載の歯科インプラント体。

【請求項9】

50

前記第 1 領域は、前記雄ネジ部の軸方向において、前記雄ネジ部の 8 分の 1 以上、3 分の 2 以下を占める、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の歯科インプラント体。

10

20

30

40

50